

## 第1章 村請制村落社会の形成<sup>(i)</sup>

東アジア諸国は、歴史的には中央集権的な領域管理国家であり、国制として律令が発達した。「はじめに」で述べたように、領域管理国家とは、その領土における領民の生産余剰を租税の形で、余剰労働を労役の形で動員するものである。そのために、土地は公土、人民は公民とし、地籍と戸籍を整備し、集権的な官僚機構を通じて徴税と徴用を行うものである。律令は、それを可能にする法体系であり、律は刑罰に関する諸規則を、令は行政機構と職階・職責に関わる諸規定を意味する。

本書の対象となる日本、韓国、中国においては、その具体的内容がそれぞれに違っていたとはいえ、その基本的な枠組みは同じものであった。しかし、中国では社会の成熟過程に応じて数世紀にわたって整備されたものが、韓国、特に日本では、それを実施するには未だ成熟しきっていない社会状況の上に導入された。その結果、日本では律令制の原則からはずれた変則的な意味での村請制が先に成立し、中国では逆にその成立が一番遅くなっただけである。

---

(i) 本章は、余語ト沘「A Course of Events in the Development of Japanese Agriculture」、長峰晴夫編『Nation-Building and Regional Development』Maruzen Asia、1981の一部を和訳・修正・加筆したものである。初出の内容は、古島敏雄「日本封建農業史」四海書房、1941及び「近世日本農業の構造」日本評論社、1943に多くを負っている。以下の英文表記は初出での引用である。